

教育史だより



第4号（平成25年12月6日更新）

教職員適格審査とは、どんな審査？

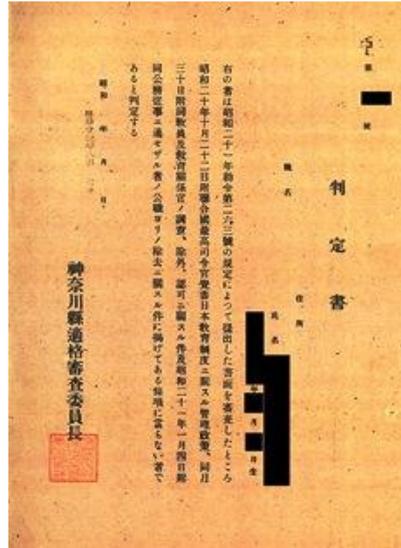
占領下において、教職員適格審査が行われました。「適格審査」といっても、教員としての資格・能力を問われたものではありません。教育の非軍事化・民主化の一環として、教育界から軍国主義的、超国家主義的思想を持った教職員を排除する目的で、日本全国の教職員を対象に行われた審査です。昭和20（1945）年10月のGHQ指令により日本政府が審査規定を設けて、大学から幼稚園まですべての教職員が審査されました。

まず不適格とされたのは、職業軍人、大学・専門学校の「拓殖科」等の卒業生、特高警察の経歴がある者などで、審査にかけることなく自動的に教職不適格の指定を受け教職から追放されました。その他は、言動が軍国主義的あるいは超国家主義的であったかどうかを適格審査委員会が判定しました。国民学校・青年学校・中等学校等の教職員の判定については、都道府県教職員適格審査委員会—中央教職員適格審査委員会—文部大臣審査の三審制になっていました。

現職に対する審査が一応終了した昭和22（1947）年4月末現在、全国で約2,300人が自動的に不適格の指定を受け、約54万人のうち約2,000人が審査により不適格の判定を受けました。神奈川県の場合、これまでの研究では60人が自動的に不適格の指定を受け、約1万3千人のうち18人が審査により不適格の判定を受けたとされていますが、「神奈川県教育史（戦後編）」の編纂過程で発見される新たな資料を分析することにより、人数が変わる可能性があります。

教職員適格審査は、占領の終結によりすべて解除されました。一時的に教壇に立てなくなっても、その後、教育行政や学校現場で活躍された方も多くいます。

神奈川県適格審査委員会による適格者の判定書



<参考資料>

- 神奈川県立総合教育センター 2010 「神奈川県軍政部月例活動報告書（教育及び民間情報）」（増補改訂版）
- 阿部彰 1983 「戦後地方教育制度成立過程の研究」
- 山本礼子 1994 「占領下における教職追放—GHQ・SCAP 文書による研究—」
- 山本礼子 2007 「米国対日占領下における『教職追放』と教職適格審査」

問合せ先

神奈川県立総合教育センター
学校教育支援課 学校支援班
(0466)81-1659